平成21年(行コ)第213号

八ッ場ダム公金支出差止(住民訴訟)請求控訴事件

控訴人 深澤洋子外37名

被控訴人 東京都水道局長外4名

証拠説明書(甲第68~70号証)

平成24年12月21日

東京高等裁判所民事第5部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 西 島 和

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲68	東京都水道局 の水道事業会 計貸借対照表 平成13~2 2年度	H24年	東京都水道局	東京都水道局の水道事業会計貸借対照表で、 ダム使用権は水利権などと並び、無形固定資 産に位置づけられていること。	写し
甲69	東京都水道局のホームページ	H24年	東京都水道局	東京都水道局が、常に効率的な水道事業運営 を図り、企業の経済性を発揮することが求め られていることを認識していること。	写し
甲70	特定多目的ダ ム法施行令改 正の新聞記事	H16年	時事通信 社	特定多目的ダム法の施行令は2004年2月 20日に改正され、ダム使用権設定予定者が 当該ダム事業から撤退する場合の費用清算 ルールを定められたこと。	写し

以上